

二国間交流事業 セミナー報告書

令和6年2月29日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

[日本側代表者所属機関・部局]
産業医科大学・産業生態科学研究所
[職・氏名]
教授・江口 尚
[課題番号]
JPJSBP 220238803

1. 事業名 相手国: 韓国 (振興会対応機関: NRF) とのセミナー

2. セミナー名

(和文) 日本・韓国の長時間労働による健康障害に関する共同研究

(英文) The impact of long working hours on employees' health- from the lesson and learning to
collaborative research between Korea and Japan

3. 開催期間 2024年 1月 19日 ~ 2024年 1月 21日 (3 日間)【延長前】 年 月 日 ~ 年 月 日 (日 日間)

4. 開催地(都市名)

北九州市 (Kitakyushu)

5. 相手国側代表者(所属機関名・職名・氏名【全て英文】)

Jun-Pyo Myong (Professor, College of Medicine, The Catholic University of Korea)6. 委託費総額(返還額を除く) 1,194,416 円

7. セミナー参加者数(代表者を含む)

	参加者数	うち、本委託費で渡航費または 日本滞在費を負担した場合*
日本側参加者等	12 名	- 名
相手国側参加者等	26 名	26 名

参加者リスト(様式 B2)の合計人数を記入してください。該当がない箇所は「0」または「-」を記入してください。

* 日本開催の場合は相手国側参加者等の日本での滞在費等を負担した場合、相手国開催の場合は日本側参加者等の渡航費を委託費で負担した場合に記入してください。

8. セミナーの概要・成果等

- (1) セミナー概要(セミナーの目的・実施状況。第三国からの参加者(基調・招待講演者等)が含まれる場合はその役割とセミナーへの効果を記載してください。関連行事(レセプション、見学(エクスカーション)その他会合(別経費の場合はその旨を明記。))などがあれば、それも記載してください。委託費総額の50%に相当する額を超える費目間流用については、その変更理由と費目の内訳を変更しても計画の遂行に支障がないと考えた理由を記載してください。)

長時間労働による健康障害をテーマにした二国間(韓国・日本)シンポジウムを開催した(詳細について、セミナープログラムを参照)。シンポジウムについては、本学全体で周知を行い、自由参加として、セミナーには全体で60名程度が参加した。第三国からの参加者はいなかった。また、日本の産業保健の現場を韓国側に理解をしてもらうため、JR九州小倉工場の視察もプログラムに組み込んだ。

- (2) 学術的価値(セミナーにより得られた新たな知見や概念の展開等、学術的成果)

基調講演として、吉川徹先生(労働安全衛生総合研究所・統括研究員)から日本の過重労働対策の現状について基調講演をいただき、日本と韓国、それぞれの長時間労働の労働者の健康影響についての研究について研究者間で意見交換を行ったことで、双方の交流が実現した。その後の打ち合わせで、今後、共同研究を開始することを申し合わせた。

- (3) 相手国との交流(両国の研究者が協力してセミナーを開催することによって得られた成果)

これまでは、単なる人的な交流であったものが、今回は科研費から助成を受けたことにより、学術的に共同研究に発展することを目指したシンポジストの構成とすることができた。基調講演に、吉川徹先生を招聘し、韓国側からも韓国の過重労働に関するガイドラインについての説明があったことより、両国の制度の比較ができ、韓国側もその意義を理解した。その結果、まずは両国の過重労働による健康障害予防のためのガイドラインとその運用、過重労働の現状に関するレビューを執筆するための準備を進めることとした。将来的には、同様に過重労働に対するガイドラインを作成している台湾も加えて、東アジアの過重労働による健康障害予防のためのレビューの執筆にもつなげていきたい。

- (4) 社会的貢献(社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資する等の社会的貢献はどのようにあったか)

日本、韓国両国とも、長時間労働による健康障害について、社会的な関心が高い。日本と韓国は、長時間労働による健康障害を労災として認めている世界的にも珍しい国である。もともとは、韓国は日本のガイドラインを参考にガイドラインを作成しているが、今回のシンポジウムでは、ガイドラインに韓国独自の規定が設けられていることが明確になった。そのような両国のガイドラインの作成とその運用を比較することは、「過労死」として世界的にも認識をされている過重労働による健康障害という現代的諸問題の克服に向けて、経験の共有をすることの有用性示すことで、社会的貢献ができたものと考えた。

- (5) 若手研究者養成への貢献(若手研究者養成への取組、成果)

今回のシンポジウムでは、日本側からの登壇者は、基調講演をしていただいた吉川徹先生以外は、産業

医科大学と労働安全衛生総合研究所から 40 歳未満の研究者とレジデントとして、若手に登壇の機会を設けた。また、その後の懇親会なども通じて、今後の両国の若手同士の共同研究のきっかけづくりができたものとする。

(6) 将来発展可能性(本事業を実施したことにより、今後どのような発展の可能性が認められるか)

今回開催したシンポジウムは、これまで行っていた交流よりも、より学術的な内容にすることで、より共同研究につながる可能性が高まったと考える。

韓国側とは、今後、長時間労働の健康障害に関する共同研究や、その端緒として、予防ガイドラインが制定をされている世界的にもユニークな両国によるレビュー論文の執筆などについて打ち合わせを行い、今後、定期的な打ち合わせの機会を設けることとした。将来的には、長時間労働の健康障害の予防について、類似したガイドラインや制度を持つ台湾の参加も検討していくことを申し合わせた。

(7) その他(上記(2)～(6) 以外に得られた成果(論文発表等含む)があれば記載してください)

特にありません。